

●いんふおめーしょん 子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◇子どもの代替的養護の国際ガイドラインづくり、進行中
～近い将来、国連総会で採択の見込み～
平野裕二（代表委員）

1

- ◇学校とつながる地域の子ども支援
―第7回子どもの権利条例東京市民フォーラムのつどい―
2007年10月20日
江戸川区・武蔵野市放課後子ども支援の取り組みから学ぶ
＜特別報告：学校法人東京シュレー学園葛飾中学校＞

5

- ★DOCUMENT（No.88）子どもの人権と教育関係の報道と記録から

14

- ◇子どもの人権連でバッチをつくりました！

◆活動の基調◆

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

子どもの代替的養護の国際ガイドラインづくり、進行中 ～近い将来、国連総会で採択の見込み～

平野裕二（代表委員）

2005年9月、国連・子どもの権利委員会は「親のケアを受けていない子ども」に関する一般論的討議を実施し、51パラグラフからなる勧告を採択した（勧告の概要は本誌99号＝2005年11月号を、勧告全文の日本語訳は筆者のウェブサイト <http://homepage2.nifty.com/childrights/> を参照）。

勧告のなかで委員会が求めたことのひとつは、「親のケアを受けていない子どもの保護および代替的ケアに関する国際基準」の策定である（パラ50－51）。委員会は、そのような基準のあり方についても次のように一定の基準を示している（パラ51）。

- 「政府のみならず、市民社会一般、子どもとともにおよび子どものために活動している専門家、ボランティア団体、国際機関、ならびに、子どもの家庭外ケアの運営、提供またはモニタリングに直接または間接に関与しているかぎりにおいて民間セクターをも名宛人とする」ものであること
- 「先進国および開発途上国の双方が直面している課題に対応することにより、文化的諸側面に対する柔軟性を示すもの」であること
- 「実践的性質」を兼ね備え、「効果的なモニタリング機構」がともなったものであること
- 「マルチトラック・アプローチ」をとるべきこと——すなわち、(a) 親子分離および家庭外ケアへの措置を規制し、(b) 家庭外ケアに関する

基準および家庭外ケアから家族または社会への移行に関する基準を定め、同時に、(c) 措置および施設入所を防止する措置を模索すること

- プロセス全体を通じて子どもたちおよびその親と協議すべきこと

この勧告を受けて、さっそくこのような国際基準の起草作業が国際的に開始された。第1次草案は、国際社会事業団（International Social Service）とユニセフが他のNGO等の協力を得ながら作成し、2006年5月に委員会に提出。同年8月にはブラジル政府の主催で専門家会合（ブラジル）が開かれ、委員会の意見を反映した改訂草案をもとにさらに検討が進められた。

現時点での最新草案は、2007年6月18日付の「子どもの代替的養護の適正な活用および条件に関する指針案」である。今後の動向は定かではないが、早ければ2008年秋の国連総会で採択される可能性もあると思われる。

国際指針案の概要

「子どもの代替的養護の適正な活用および条件に関する指針案」は、9部・171パラグラフで構成された、きわめて詳細かつ総合的な内容である。その構成は次のとおり（以下、〔 〕内の数字は指針案のパラグラフ番号）。

1. 目的
2. 一般的原則および視点
 - － 子どもと家庭
 - － 代替的養護
 - － 実施措置
3. 指針の適用範囲
4. 代替的養護が必要になることの防止
 - － 親による養育の促進
 - － 家族の分離を防止するための具体的措置
 - － 家族の再統合のための具体的措置
5. 養護の提供の枠組み
6. もっとも適切な養護形態の決定
7. 代替的養護の提供
 - － 政策
 - － あらゆる形態の代替的養護に適用される一般的条件
 - － 非公式な養護
 - － 親代わりの者の法的責任
 - － 公式な養護に責任を負う機関および施設
 - － 里親養護
 - － 施設養護
 - － 査察および監視
 - － 養護終了後の支援
8. 常居所国の外にある子どもに対する養護の提供
 - － 海外における養護のための子どもの措置
 - － すでに海外にいる子どもに対する養護の提供
9. 非常事態の状況における養護
 - － 指針の適用
 - － 分離の防止
 - － 養護のための態勢
 - － 家族の追跡および再統合

指針の主たる目的は、「子どもを家族のケアのもとに留めもしくは復帰させるための、またはこれが不可能である場合には他の適切なかつ永続的な解決……を見出すための努力を支援すること」であり、そのような解決の模索にあたって「子どもの全面的かつ調和のとれた発達を促進する条件を備えた最適な形態の子どもの代替的養護が特定および提供されるようにすること」である〔2〕。

この目的規定からも、また第4部が「代替的養護が必要になることの防止」にあてられていることからわかるように、指針では、子どもが家族とともに過ごせるようにすることが最優先目標に位置づけられている。この点は第2部「一般的原則および視点」の〈子どもと家庭〉の節をはじめ、指針案全体を通じて強調されているところである。

国は、子どもが家族とともに過ごせるようにするための支援の提供について、責任を持たなければならない〔3・33等〕。そのために、社会政策においては家族のエンパワメントが〔35・42〕、青少年政策においては若者のエンパワメントが追求されるべきである〔35 (c)〕。支援のための社会サービスは、「統合された、かつ非侵襲的な性格」のものであることが望ましい〔35 (b)〕。

子どもだけで生活している世帯 (child-headed household) について、「最年長のきょうだいに世帯主として行動する意思があり、かつその能力もあると見なされているかぎりにおいて」という条件付でその存在を認め、支援とサービスを提供する必要性が指摘されている〔38〕のも興味深い点である。一般的討議でもこのような指摘は行なわれていたが、委員会の勧告には反映されていなかった。もちろん、世帯主である子どもにも、子どもであることに固有のあらゆる権利が保障さ

れなければならない〔38〕。この点は、思春期で親になった若者についても同様である〔37〕。

あらゆる手を尽くしても家庭での養育が不可能であるということになれば、国の責任で、もっとも適切な形態の代替的養護を提供することが必要となる。家庭に近い環境でのケアを優先させることが大原則で〔21等〕、「居住型養護の利用は、このような環境が当該子ども個人にとってとくに適切、必要かつ建設的であり、かつその最善の利益にかなっている場合に限られるべきである」〔20〕とされる。大規模施設は、「全般的な脱施設化戦略の流れのなかで」徐々に解体されるべきものと位置づけられた〔22〕。

この点、一般的討議後にまとめられた委員会の勧告のなかで、委員会が次のように述べていることが想起される。これは、施設の〈最後の手段〉性があまりにも強調されることについて、参加者から疑問の声が出されたことを受けたものである。

「伝統的な施設はすでに有用なものとしての生命を終えてしまったのか？ 加えて、施設措置は最後の手段でなければならないという原則を教条的に実施することにより、そのような施設にいる子どもまたはそのような施設に措置されそうになっている子どもがスティグマを負うことになるのではないかという疑問も提起された。そのような実践のあり方は、代替的養護を必要とする子どもの発達を害し、最終的に子どもが措置された施設に不可能な使命を負わせることになるかもしれない。……」（パラ22）

指針案を見るかぎり、居住型施設への措置が、他に選択肢が見つからない場合の最後の手段であり、できるかぎり短期に留められなければならないという位置づけは変わっていない。次のように述べた箇所もある。

「居住型養護を提供する施設は、小規模であ

り、子どもの権利およびニーズを中心として組織され、かつ、家庭または少人数集団の状況にできるかぎり近いものであるべきである。その目的は、一般的には、一時的養護を提供し、かつ子どもの家族再統合に積極的に貢献すること、または、それが不可能であるときは、代替的な家庭的環境における安定した養護（適切な場合には養子縁組もしくはカファラを通じてのものも含む）を確保することに置かれるべきである」〔126〕

子どもの代替的養護がどのような形態で提供されるにせよ、子どもには、実の家族やそれ以外の近しい人々との接触の維持〔79・80〕、十分な食べ物〔81〕、健康〔82〕、教育〔83〕、遊び・余暇を通じての発達〔84〕、宗教の自由〔86〕、プライバシー〔87〕をはじめとする種々の権利が十分に保障されなければならない。居住型施設の場合、「個々の子どもに注意を向けることができ、かつ適切な場合には子どもに特定の養育者とのきずなを育む機会を与えられるだけの十分な養育者」を確保することも求められる〔129〕。

代替的養護のあり方にかかわって、次のような規定が置かれている点も興味深い。

「養護に携わるすべての者は、容認可能なリスクおよび子どもの年齢を考慮にいれ、かつ子どもの発達しつつある能力にしたがって、子どもと若者が十分な情報を得たうえでの選択を発達させかつ行使するよう促進および奨励するべきである」〔92〕

「子どもの自己アイデンティティの感覚を促進する目的で、子どもの人生の各段階にかかわる情報、絵および写真、個人の持ち物ならびに思い出の品からなるライフストーリーブックを、子どもの参加を得ながら作成し、子どもが人生を通じて所持できるようにするべきである」〔98〕

国は、子どもの権利条約およびこの国際指針の内容にのっとり、代替的養護を受けている子ども

の権利について定めた憲章を策定することが求められる〔74〕。そのさいには、ヨーロッパの地域の人権機関である欧州評議会が2005年に採択した「居住型施設で暮らす子どもの権利に関する勧告」(欧州評議会閣僚委員会勧告Rec (2005) 5)も、有益な指針となりえよう。

代替的養護のモニタリングのための体制も必要である。パリ原則(国連・国内人権機関の地位に関する原則)を踏まえた独立した監視機構の設置が求められるが〔134〕、「査察の職務には、可能かつ適切なかぎりにおいて、ケア提供者の訓練および能力構築の要素が含まれるべきである」〔133〕とあることから、ケア提供者のエンパワメントも重視されなければならない。

なお、支援の対象となるのは18歳未満の子どもだけではない。指針案も、「すでに代替的養護を受けており、かつ18歳に達した後も移行期のための継続的養護または支援を必要とする若者」にも適宜適用されることを予定しており〔28〕、〈養護終了後の支援〉についても詳しい規定を置いている〔135―140〕。そのためにも、代替的養護に携わる機関は、「とくに、地域コミュニティへの参加によって促進される社会的スキルおよびライフスキルの獲得を通じて、子どもが自立しかつコミュニティに全面的に統合できるよう準備を整えることを、養護の期間全体を通じて体系的にめざ」さなければならない〔135〕。

指針案の末尾(第9部)には、「非常事態の状況における養護」に関する指針も置かれている。地震・津波等の自然災害のさいに一時的・恒久的な代替的養護が必要となることは多いが、指針案はこのような状況でも参照されなければならない。

将来的に本指針が国連総会で採択されれば、条約20条(家庭環境を奪われた子どもの保護)や9条(親からの分離禁止原則)を権利の視点から実

施していくための重要な文書となろう。筆者としても近いうちに草案の日本語訳を作成し、参考に供したいと考えている。

学校とつながる地域の子ども支援 一第7回子どもの権利条例東京市民フォーラムのつどいー

2007年10月20日

江戸川区・武蔵野市放課後子ども支援の取り組みから学ぶ <特別報告：学校法人東京シューレ学園葛飾中学校>

今年4月、国の「放課後子どもプラン」(文部科学省による子どもの居場所づくりの促進と厚生労働省の学童保育クラブの空白地域を埋めることを目的とした各省連携策)が開始された。第7回子どもの権利条例東京市民フォーラムのつどいでは、「学校とつながる地域の子ども支援」をテーマに、学校を使った放課後子ども支援事業をいずれも国に先駆けて実施してきた江戸川区、武蔵野市に焦点をあてた。何を政策化し、どういう施策を実施したら子どもたちの権利保障が進んでいくのか。あらためて、学校を子どもの居場所として捉え直していく機会となった(東洋大学浦水会館会議室)。



セッションⅠ 事例報告

江戸川区・武蔵野市放課後子ども支援の取り組みから学ぶ

■江戸川区「すくすくスクール」の実践から 後藤隆さん(江戸川区教育委員会生涯学習課すくすく係係長)

平均年齢40.9歳の江戸川区は、毎年6千人の新生児が誕生する23区で最も若い区だ。子育てに関する住民要望も高く推移しており、学校施設を使った放課後全児童対策「すくすくスクール」(以下：すくすく)は、こうした状況にあるからこそ生まれた事業であるともいえる。

社会の変遷とともに子どもたちの格好の遊び場であった路地裏、はらっぱ、空き地が消滅し集団活動、異年齢による活動がしにくくなっている。また、江戸川区でも毎日のように不審者情報を取り沙汰されるなど、子どもとおとなの信頼関係が結びにくい状況がある。こうした状況を改善したい、子ども同士がつながれる、地域のおとなと子どもたちが関わりあえる場をつくることで、学校や家庭だけでは体験できない場面をつくり、子育ての幅を広げたいと、実施に至ったものだ。

すくすくスクール事業の概要

①学童保育事業と健全育成事業を合体／学童クラブ登録と一般登録があり、子どもたちは一緒に活動する。それまで学童保育事業は、1～3年生を対象に各校1～2教室を確保して実施する形をとってきたが、すくすく開設にあたり健全育成事業の中で学童保育事業も併せて実

施することを合意。定員枠、対象学年ははずしたため1000人増え、4000人が学童クラブに登録。待機児問題も一体化に伴って解消した。

- ②教育委員会が主導する／2003年1校でスタート。04年39校、05年から全校実施。それまで福祉部局が学童クラブを運営していたことから、03～04年は教育委員会と子ども家庭部の共管事業としたが、迅速な意思決定に至らないなど課題もみえてきたことから全校実施に伴い職員の移管を含め教育委員会に一本化した。

- ③学校の人材を活用する／学校長・副校長は運営組織（サポートセンター）に参加、各教員は児童情報の共有・指導方法などの協議で参加する、緊急時の対応や保健室使用の考え方を共有するなど学校との連携を取りながら事業を進めてきた。開始前には、学校の授業が成り立つのか、教員が事業の中に勝手に組み込まれてしまうのではないかといった声があがったが、授業が最優先であり、スタッフは別に配置するなどの説明を徹底。実施後は、先生方とスタッフが協議できることで子どもの育ちが有意義なものになる、学校教育も円滑に進むなどの結果を生んでおり学校側の理解は得られたものとする。

- ④学校施設を活用する／学校は、学校教育のための施設であると同時に区民の共有財産であるという意識変革のもと、73すべての小学校で学校を活用してすすすくを実施している。

★登録状況…区内小学生3万8000人のうち、一般、学童合わせて登録児童は2万6300人（約70%）。低学年の登録割合が80～90%台であるのに対し、5年生（46.5%）、6年生（32.6%）が落ちてくるのは、授業時間が長くなる、クラブ活動や委員会活動が活発になる、学習塾、習い事などによると考えられる。登録区分では、一般登録は親子でその都度決めてもらう自己

責任で参加し、参加費は原則無料。学童クラブ登録では出欠、参加時間について親と職員がやりとりをした上で保護。育成料4千円と別途、おやつ代が発生する。

★参加率…学童クラブ登録者の9割が常時参加。一般登録は2～3割。毎日の参加人数は1校あたりおよそ100名で推移。

★運営日…日曜・祝日・年末年始を除く毎日、年間290～300日。平日は放課後から夕方5時。土曜・学校休業期間中は朝9時～午後5時（学童クラブ登録は平日午後6時まで延長可）

★予算規模…事業経費と常勤職員の給与費からなり、事業経費の2007年度予算は7億6000万円。その約9割は、サブマネージャー（非常勤職員）の報酬とプレイングパートナーの給与。サブマネのうち給与費で計上される常勤職員に約11億弱。双方合わせ19億弱が全体の予算でほとんどが人件費。ほかに、サポートセンター運営委託料25万円は消耗品、材料費等が使途。

★スタッフ構成…クラブマネージャー（地域の代表である有償ボランティア）／サブマネージャー（区専門職員。常勤・非常勤の組み合わせ。教員、保育士など有資格者）／プレイングパートナー（区臨時職員。補助的な見守り業務）／サポーター（地域住民による無償ボランティア）による。クラブマネージャーはすすすくの校長として地域と学校のパイプ役を果たす事業の要。各校ごとに経歴は多彩だが、いずれも子どもの健全育成に経験を持つ人に委嘱。

★子ども活動…授業終了後、ホームルームとよばれるベースに移動。名札をつけその日の開放施設やイベント情報を見て放課後活動が始まる。校庭に出られない日は先に学校の宿題をホームルームでやってしまう、図書館や開放されているプレハブ教室、体育館に移動するなどそ

れぞれで、異年齢交流や責任をもって活動する姿、考えながら遊びを楽しむ姿がみられる。ホームルームでゴロゴロしていたり、窓辺に座って外を眺めている子などもみられる。子どもの特性を大事にする時間であることを前提に、放課後の自由な遊び支援を原則とする。

★障がい児の参加…必要に応じて職員を加配。一人一人対応が違うため、団体との連携なども含めシステム的な改善が求められる。

⑤地域力の活用／クラブマネージャーを始めとする地域の支え手により構成される「サポートセンター」は学校でいえば学校評議委員会にあたるもので、各校で地域の実態に則した形で立ち上げられている。サポートセンターとクラブマネージャーが両輪となってすくすくの運営を担うことで、地域の人たちと子どもとの間にふれあいが生まれ、学校の外でも子どもたちと地域のおとなが自然に声が掛け合えるような関係が育まれつつある。学校プールにカヌーを浮かべて遊んだり、ソフトラクロスやユニホックといった目新しいスポーツ教室、琴、三味線、演劇、日本舞踊教室などの活動は、地域のおとなが先生になることで可能となっている。また、教員をめざす学生による英語教室、企業の実験室による理科実験教室や、すくすくから巣立った中学生企画による教室などもサポートセンター発で実施され、さらに、校庭の隅に田んぼを作ったり、餅つき、みそ作り、お寺の庭先で焼き芋を焼いたり、円滑な事業運営に地域の市民の力が不可欠となっている。

今後に向けて

この事業の成果については、短期的に表れるもの、中期的なもの、10年20年と長い期間を経ないと確認できないものがあると思われるが、1年

目より2年目、3年目と日数を重ねることで地域の理解、学校の理解が深まり、このところ子どもたちの様子が思いもよらないうれしいことが続いているなあ、と感じているところだ。今後も、一人でも多く市民の理解と支援の輪を広げたいし、学校という枠組みの中からスタートして、地域全体がすくすくスクールのようなところになれば、もっと豊かで自由な子どもの放課後の体験が可能となるのでは、と考えている。

■「すくすく」支え手の現場から

奈良由貴さん（すくすくスクールクラブマネージャー）

臨海小学校すくすくスクールは、今年で4年目となった。児童数600人の学校で、PTA総会や低学年の保護者会の折には座る場所もないほど子どもたちがやってくる。多いときは150人、通常100人くらいで、うち学童クラブ登録の子どもは現在69人だ。

開始前は学童クラブ存続の行方が話題になるなど事業を疑問視する声も聞かれたが、学童クラブ機能もそのまま残し一般の子どもたちも一緒に遊びの空間が保障される取り組みであったことからクラブマネージャーを引き受けることに。戸惑うことも多く猛勉強をしてのスタートだったが、ああ、なんて面白い取り組みなんだろうというのが当初の感想だった。この校区では学校外の別な場所に学童クラブがあったため一般の子どもと学童クラブの子どもとの交流は薄かった。すくすくが実施されたことで遊びの文化もミックスされ、さまざまな遊び空間が成立していることがまずは評価するところだと考えている。というのも、子どもたちは概して受身で、「今日は何して遊ぶの」といった会話が見受けられるのだ

が、そうした中で学童クラブの子どもたちは着いたら時間までいなければならないのでなにかと工夫する。異年齢で遊ぶことも平気だし、ポツンとしている子がいると自然に声をかける。学童クラブの子どもたちを私自身、結構頼りにしていて(笑)、その子たちを中心に遊びが展開されていく傾向がみられる。

日常活動とともに、ドッジボール大会を企画して他校のすくすくと交流しようとか、地域のサポートで催される「すくすくまつり」で模擬店を開くといった目標を決めて行なう活動も織り交ぜながらの運営。マネージャー、サブマネージャー、スタッフ、臨時職員の位置づけで参加するプレイングパートナーも含めてチームで行なう仕事であることを常に確認し、子どもたちの意見を聞きながら進めてきた。スタッフミーティングを毎日行ない、その日の出来事や子どもの様子、課題などを共有。意見を交換する中で、段々にスキルアップしていく様子がわかりスタッフに期待し、信頼して働いてもらっているところだ。

サポートセンターをどう構築するかもクラブマネージャーの役割であり、地域の人にスムーズに参加してもらうことが重要であることから、自治会長、民生委員の参加をまず求め、サポートセンター長はPTA会長にお願いしてきた。PTAの理解も進み歴代会長も運営委員の任を担ってくれている。ボランティアに関しては、サポートセンター組織に参加する人たちということになるが、別に週1回将棋や囲碁を教えに来てくれる人、花器をつくって花をいけるまでを教えてくれる保護者の方などの力もお借りしている。また、福祉専門学校の学生が毎週火曜日に遊びに参加するなど、新たな領域でのつながりも始まっている。

これまで運営を担ってきて、一番心を砕いたの

が実は学校との関係だった。活動が制限されることはなかったが一緒に工夫しようという体制とはいかず、PTAも「仕事が増えるのでは」といった不信感があったようだ。4年目にしようやく学校と同じように、学校を使って子どもをみていくことの共通認識が生まれている。

一方で、情緒障がいの子ども(学童クラブ登録7人のほかに一般登録児童も)への対応では、加配はあるものの一人一人対応の仕方が違うことからスタッフの確保が課題となっている。特別支援教室とも相談しながら安定して放課後を過ごせるよう努めているが、現状は週1回の参加とするなど受け入れ態勢の工夫で乗り切らざるを得ないのが実情だ。だれでも遊べる居場所がすくすくであればなおさら、特別な配慮が必要な子どもたちに十分に対応できる体制を整えなければならない。教育委員会との検討を深め、改善すべき課題であると思う。

現場としては、総じて可能性の十分ある制度だという理解をしながら、子どもの気持ちに寄り添って遊びの空間をつくっているところだ。

■武蔵野市「地域子ども館・あそべえ」の実践 福岡博さん(武蔵野市子ども家庭部子ども家庭課課長補佐)

「地域子ども館あそべえ」(以下:あそべえ)は、市の「子育てプラン武蔵野」(2000年度)に示された子どもの放課後対策充実策の一つとして、市立小学校全校に設置されている。すべての小学生を視野に入れ「地域社会で子どもを育てる」という考えに基づき、学校施設を有効活用するもので、早朝や放課後、土曜日などの子どもの居場所、異年齢児童の交流を可能とすることを目的とする。横浜市が実施するはまっこスクール、川崎のわくわくプラザ、世田谷新BOP、調布UFOなどを参

考に2002年から立ち上げた市独自事業で、学童クラブはこれとは別途事業が実施されている。

学校から開放されて、さあみんなで遊ぶぞという思いを込め、あそべえに親しんでもらおうと、子どもたちの意見を聞いた上でつくったのがシンボルキャラクター・あそべえ。のびのび、躍動感を表現したシンボルがいよいよ定着してきて、事業も地域に根ざしたものとなってきているところだ。



地域子ども館あそべえの概要

- ①これまでの経過／学校週5日制が始まった2002年4月、土曜日の子どもの居場所をつくろうと「土曜日小学校教室開放事業」を全校で開始。同年10月、うち3校を「地域子ども館あそべえ」へと移行。さらに図書室、校庭が開放され、05年4月には12校全校で本格実施。
- ②運営基本方針／地域の子どもたちが自由に集って、考え、遊ぶ自由来所型の場とした。地域とともにある子どものための施設と制度であり、地域の独自性を生かした運営をめざす。学校ごとに企画運営会議を設置、さらに各種委員会を設けボランティア、地域の力を活用することがうたわれている。運営費は年間1校およ

そ1000万円。

- ★登録対象…全小学生。6年間使える登録票を全員が提出（保護者の緊急連絡先などを明記）。保護者との約束では、①預かり事業ではない②自由来所型の遊び場の一つ③行き帰りは保護者の責任④帰宅経路や緊急連絡先は親子で話し合っておく、などをお願いしている。
- ★運営日…平日は1時～5時（最長6時）、土曜日・学校休業期間は午前9時～午後5時。図書室は水・土曜日、長期休業中に開放。年間約300日稼動。
- ★学童クラブとの関係…学童クラブは小学校内にあるものと学校外にあるものとまちまち。一緒の学校に設置されているところでは、ある時間に限って学童クラブの子どもがあそべえに合流する。市では、主旨が違うという観点から、双方の事業を実施している。
- ★子ども活動…遊び方は原則自由。子どもたちの自由度を尊重、スタッフは全体に目配り気配りする役目を果たす。校庭での竹馬、ボール遊び、読み聞かせ、読書などがみられる。
- ★職員体制…市の直営事業として実施。館長12名（各館1名配置。教職経験、保育施設、子育て支援施設での勤務経験を有する地域の人。学校長推薦）は、子どもの安全確保やスタッフ管理をする。スタッフ350名（それまでの校庭開放、図書館管理者からの移行希望者と一般公募の市民。ほとんどが地域の人で臨時職員）は、校庭、図書館などでの子どものサポート、異年齢児による遊びのサポートなどの役割を果たす。
- ★予算規模…アルバイトが年間7700万円、館長報酬3500万円、保険350万円。補修等工事費300万円など。1校約1000万円。
- ★企画運営会議…12館すべてで立ち上げ、全部で250名くらいの地域住民が参加。構成メン

バーは学校長、副校長、PTA、コミュニティ関係者、民生児童委員など。月1回の企画運営会議をもって、子どもたちの現状について意見交換しながら事業実施をはかっている。各館年間50万円の運営費補助があり年間の運営、イベントの企画、実施のほか、企画運営会議のもとに設置される子ども委員会やボランティア委員会の活動をはかる。

★子ども委員会…公募または各学年で選出された子ども委員とおとな委員による。子ども自身が率先して活動やイベントなどを考え、おとなはバックアップする場となっている。

★ボランティア委員会…地域の市民を資源として活用。囲碁、将棋、いけばな教室に先生として参加してもらったりイベントへの参加をお願いしている。

★連絡協議会…企画運営会議の代表1名、校長会の代表、副校長会の代表、各館長12名、子ども家庭部、学校教育部の各部課長、総勢40名により年2回開催。各館ごとに進めている事業について情報を交換するほか、運営における課題などを相談する場となっている。ほかに、12の館長が月1回集まる情報交換の場がある。

★障がい児の参加…一人で来て遊べる子どもには参加してもらいスタッフが対応する。障がいの重いケースでは、介助員をつけた上で来てもらう。障がい児の送り迎えや遊びをサポートするボランティアな取り組みが企画運営委員の発案で、1館で行なわれている。

③学校、地域との関わり／それまでの校庭開放や図書館開放に地域住民が関わってきた経緯があることから、長年築きあげてきた成果を尊重しつつ、さらなる拡充、充実に取り組むための事業の一本化であること、子どもたちにとって遊びも居場所も選択の幅が広がるように学校を居場所として活用することへの理解を求め、

進めてきた。組織再編にあたり苦慮したのが、学校との関係調整で、各校、余裕1教室60㎡を提供してもらっているが、市にはオープンスクール方式の大規模校もあり場所の提供ができないといった意見もあった。事業開始に向けて検討会議を立ち上げ、さらに教育委員会、子ども家庭課の部課長12名による委員会を設置。教育委員会にも協力を仰ぐ形で学校への説得を行なったほか、校長会、副校長会、各校へ出向いての説明などを重ねた。



さらに、地域の協力を通して子どもの自主性、創造性、社会性を育みたい目的から、地域単位で子どもを育むシステム「地域子ども館企画運営会議」に地域のさまざまな人の参加を求め、関係性づくりを大事にしながら事業を進めてきた。当初から諸手を上げて受け入れてくれたというわけにはいかず、体制の変革がスムーズに行なわれたわけではないが、継続することで理解が深まり、現在では学校・地域・家庭のトライアングルがいい形で補完し合えるようになったといってよい、と自負している。

今後に向けて

近年、子どもを狙った犯罪などが増えている中で、地域で安全な場所はやはり学校かな、ということがある。児童館が1館にとどまっている市の実情からも、学校を開放したことは大きな意味があると考えてもいる。

長くなると成果がみられる一方で問題もまた顕在化するということがありがちだが、組織体制、プログラムなどいろいろな観点から事業評価を実施し、活性化を図っていききたい。子どもたちが来なくなる環境づくりを重点に、地域の独自性が発揮できる子どもの成長を支えるしくみづくりをめざしていく。

セッションⅡ ディスカッション 学校施設の活用と自由度と子ども参加

続くセッションⅡでは、2自治体の事業の詳細について多岐にわたる質問が集まり取り組みへの関心の高さがうかがえた。さらに、セッションⅠの報告を受けて「学校施設の活用と自由度～活動における子どもの参加」に焦点があてられ、子どもの権利条例東京市民フォーラム事務局長の森田明美さん（東洋大学教授）を進行役に、ディスカッションが行なわれた。



まず口火を切った同フォーラム代表の喜多明人さん（早稲田大学教授）は、「学校の子ども支援と地域のあり方、そこが本質的にどうつながるかが真に問われていく時期にあると思いながら聞いた。私自身、川崎市の子どもの権利委員会という子ども施策の検証・評価の場に委員として6年おり、3年間は子どもの居場所をテーマにしてきた。全児童対策も含めて評価・検証していくと、子どもや保護者が考える子どもにとって望ま

しい施設のありようが表れてくる。それが『自由度』。この自由度というのは、施設の運営方針や遊びの方向性というよりも、自由にのびのびとその居場所が開放されているかどうかということ。スタッフがどういう子ども観をもって子どもと向き合っているかが徹底的に重要であるということだ。今回、2自治体とも『自由』を掲げているが、現場やスタッフが工夫している点もそこにあることもみえてきた。どうしても前提にある学校のルールや枠が問題となる、そこの兼ね合いがこの事業の今後を左右するということだろう」と課題を提起。主に自由度と子ども参加に絞って話が進められた。

後藤隆さんは、「学校ごとにあるルールについては、すすすすでも同様に考えるのが前提であろうと思っている。自宅ではなんでも独占している子どもが多い中、すすすすという集団で時には順番を待つ、小さい子に譲ってあげるなど、自由の中には必ずとルールもあることを理解する、ここでの経験も大事なことなのかな、とも思う」。福岡博さんは、「武蔵野市では子どもたちをみているのは職員であり、危機意識を職員が身につける研修なども実施しながら安全を第一にと考えている。その上で子ども参加や自由度をどう遊びに反映できるか、職員の質の向上が大事な要素になる」などの意見にとどまった。

現場で子どもたちと接している奈良由貴さんは、「学校ではだめからルールが始まっていることが少なくない。すすすすスクールでは、どうしたいか、なぜだめか考えてみよう、そこから始める。最初から禁止されている、最初から参加がないのとは、随分違うと思う。安全を確保できないような遠足はだめという調整がかかってくるが、そこは地域の人を巻き込んで安全確保という根拠を示していくしかない。すすすすを評価、検証するしくみがないことも課題で、学校を開くので

あれば、地域の人に参加しているしくみであれば余計に評価が必要であろうと思う。地域との関係性をつくっていくのだから、現場はそのためにいっぱい苦労する。そうしたことを乗り越えなければ、地域との関係性はつむげない。自由度も子ども参加も同様で、子どもの主体的な参加をどう保障するかという踏み込みが運営に関わる行政、学校や私たち現場に求められているのだと思う」という。

学校と地域の関係が別立てであればそれほど問題にならなかったことが大きく顕在化している。自由であることの魅力が子どもの居場所にとってとても大事だということをどう考えるか、行政の姿勢もまた問われていく。学校の側ももう少し自由度を広げていく、地域とのつながりを広げていくことが重要でこれからが正念場となるだろう。



最後に、進行役を務めた森田明美さんがこの日の議論を講評。「放課後の子どもは市民社会の中で育てるべきというのは美濃部都政からの中心テーマであり、これまでは学校以外に学童クラブや児童館をつくってきた。今、保護者の多くが家庭にいない、地域の遊び場が危険という状況下、子どもの放課後の時間帯に何らかの施策が必要

になっている。そして、学校であって学校でないところ、地域であって地域でない場所というバランスの中で放課後の学校施設にスポットが当たっている。

どんなに楽しくても学校生活はあるルールの中で動く厳しい時間であるのに対して、放課後はそこから開放されたハレの時間だ。このハレの時間帯を保障したい。その根拠となるのが安全、遊び相手の保障、遊び場の確保であり、おとなが子どもの権利実現のために考えなくてはならないことだ。そこに入れない子どもがいるのだから制度は一つではいけないが、安全、安心を守り、かつ囲い込みでない場として学校をどう活用できるかということだ。

そして、すすすくやあそべえで育った子どもたちがどう地域で暮らし始めているか。卒業した中学生が1、2学期あたりに戻ってきてうろうろしている。そして両自治体ともその子たちをボランティアとして受け入れた。これは社会人として育っていく一つのステップとして放課後の子ども事業が使われているのであり興味深いポイントだ。子どもたちが地域に戻っていくときに必要ないくつかのストーリーの、その一つとして使われていることをも含めて、学校を使った放課後の子ども支援事業は、東京という都市環境の中で現代的な手法の一つであると言えるのではないかと展望を語った。

子どもたちはおとなが予想しない思いがけない育ち方をしていく。そのことで、地域のおとなたちも学校も変わっていく。そうした柔軟性を、子ども参加を保障する中で放課後子ども支援事業に見出していきたい。この日のディスカッションは、子どもと行政、子どもと学校をつなぐ地域のおとなの役割が大きいことを、2自治体の実践から学ぶ有効な場となった。

くセッション3、特別報告の演題は、子ども・市民・NPO・行政がつくる新しい学校として注目されている「学校法人東京シュレー学園葛飾中学校」。東京シュレー23年の活動を背景に、不登校の子どもたちが通う新たな中学校を、廃校になった学校の利活用で立ち上げ、今日の運営に至るまで屋台骨を支えてきた中村国生さん（NPO法人東京シュレー事務局長）から報告を受けた。地域の学校を子ども支援の場に、地域から学校を変えていくという今日のテーマに沿うものであり、公教育に参入したフリースクールという新たな取り組みについて聞くことができた（詳報は別の機会とする）。>

子どもの人権関係の報道と記録から…

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2007/09/18	GDP 比の教育支出は下から 5 番目 OECD 加盟国調査 朝日新聞 経済協力開発機構 (OECD) は 18 日、加盟各国の教育への取り組みを 04 年現在で調査した結果を公表した。国内総生産 (GDP) 比で見た場合、日本の公的支出はギリシャに次いで下から 2 番目、私的負担を加えると下から 5 番目だった。各国の教育費は 95 年からの 10 年で平均 42% 増えており、11% 程度 という日本の伸び率が今後も変わらなければ、数年後に最下位になる可能性がある。OECD 教育局は「日本は限られた投資で結果を出しており、非常に効率的」と評価するが、文部科学省は「公共事業などに比べ教育予算の削減幅は小さい。だが、他国が強化している中、相対的に国力の低下を招く危険がある」と危機感を強めている。調査によると、教育予算に相当する公的支出に、授業料や教材費などの私的負担分を加えた日本の 04 年の GDP 比は 4.8% で、数値が比較できる 26 カ国中スロバキアと並び 21 位だった。公的支出に限ると、3.5% と 25 位に下がる。増加率を 95 年比でみると、日本は 11% 増にとどまるが、児童生徒 1 人当たりでは、少子化が進んでいるため 27% 増となり、比較できる 22 カ国中 13 位。進学率が伸びている高等教育では 1 人当たり 1% 増と、23 カ国中 16		位だった。初等から高等教育を通じて、日本は 1 人に年間 8148 ドル (約 93 万 7 千円) を支出している計算で、OECD 平均の 7061 ドル (約 81 万 2 千円) を上回った。OECD はこのほか、日本の特徴として (1) 初等教育で 1 学級 28.4 人は、韓国に次いで 2 番目に多い (2) 教員の給与は比較的高い (3) 小学校教員の授業時間が最も少ない一方、労働時間は最も長いなどを挙げている。
		2007/09/19	テスト成績による予算傾斜配分を廃止 足立区委員会 産経新聞 東京都足立区の公立小学校の学力テスト不正問題で、同区教育委員会の学力調査委員会が、テストの成績の伸び率に応じて学校予算を傾斜配分する仕組みについて「好ましくない」とする報告書案をまとめた。同調査委員会は一連の不正を受け、再発防止策を検討していた。区教委は報告書を受け、傾斜配分の廃止などを決定する見通し。同区は、学力テストの成績の前年度からの伸び率を加味し、学校予算の配分に差を付けるなど、「特色ある学校づくり予算」を導入。全国でも、学校教育に競争原理を積極的に取り入れている自治体と位置付けられていた。傾斜配分については「過度の競争を招く」「学校の序列化をあおる」と批判する声があったが、一

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	連の不正問題が同区のエド行政に大きな方向転換を迫ったかたちだ。区教委によると、報告書案は、「特色予算」自体は残すとしたが、「学力調査の伸び率は予算査定基準としては好ましくない」と指摘。また、テストの平均点で学校を順位付けする公表方法を改め、各学校ごとに教科別、観点別の正答率分布図を公表。		習を受けることが柱。
2007/10/05	教員免許更新制 管理職は対象外、60点未満は不合格 朝日新聞 中央教育審議会の教員養成部会は5日、09年度から始まる教員免許更新制について、(1)校長、教頭のほか、主幹教諭や教育委員会の指導主事らを原則として対象としない(2)更新講習を受けた後、修了認定試験で60点以上をとらないと不合格などとする具体案をまとめた。関係団体の意見を聴いたうえで、年度内の省令化を目指す。案によると、更新講習の受講対象者は現職の教員、または教員になる可能性がある教育委員会や学校法人が認めた人。文科省や教育委員会から優秀と表彰された教員のほか、校長、教頭、主幹教諭や指導教諭ら「教員を指導する立場にある者」は免除される。講習開設者は大学や都道府県・政令指定都市の教育委員会などを想定。筆記試験または模擬授業などを含む実技試験で修了認定し、60点未満は不合格。免許の更新期限を迎える2年前から受講でき、不合格の場合は、この期間内に再受講できる。期間内に合格できなかった場合は、免許が失効する。教員免許更新制は、免許を10年に1度更新しなければならず、そのために30時間の講	2007/10/05	和歌山市とマイクロソフト、学力向上で共同研究 産経新聞 和歌山市と大手ソフトウェア会社「マイクロソフト」は5日、すべての市立小学校に手書き入力できるノートパソコンを導入し、漢字や計算の反復練習で基礎学力を向上させる共同研究を実施すると発表した。同社と公立校との共同研究は全国初。研究は19年度から2年間実施。同市が小学校のパソコンの更新時期だった今年9月、52校に1300台を導入したため、同社が共同研究を持ちかけた。全学年の児童が触れられるようにし、実際国語や算数の授業で使う。同社は教師に対する研修の実施や、学校側の意見を反映させるかたちでテンプレートの開発にあたる。導入したのは液晶画面にペン入力できるタイプ。漢字の書き取り練習で形やはね、筆順などの間違いをすぐに確かめたり、児童ごとに学習履歴が残るため、習熟度に応じた宿題を出すこともできる。
		2007/10/10	教科書検定審議 事後公開を検討 文科相 産経新聞 沖縄戦の集団自決で軍の命令があったとする記述が修正された高校日本史教科書の検定の撤回を求める運動が起きている問題で、渡海紀三朗文部科学相は9日の閣議後会見で、非公開となっている教科書検定審議会について「透明性を上げる必要がある」と述べ、議事録などの事後公開を検討する考えを示した。各教科書の可否を決め利害関係

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	に影響する教科書検定は、中立公正な審議をするため審議会の内容が公開されていない。渡海文科相は「(審議会の公開は)今後の課題。変えなければいけない点があれば変えるのがわれわれの姿勢だ」と述べ、今回の沖縄戦にかかわる見解ではないことを強調した。その一方で、「静かな環境で中立公平にやる必要がある」と話し、全面公開には否定的な姿勢をみせた。		護者と児童を説得したという。また、「けんか相手の子供を転校させろ」(小学生の保護者)と抗議があったケースや、「うちの子の安全を100%保障しろ」(中学生の保護者)というクレームも紹介している。いずれも対処法は、保護者や児童、生徒とねばり強く説得するよう求めており、教員の負担増が懸念されるが、市教委は「あまりにも常識からはずれている場合は、弁護士やOBに相談する道も用意している。まずは、保護者の気持ちの理解や、話のもっていき方が大切であることを分かってもらいたい」としている。
2007/10/16	理不尽保護者の対処マニュアル 大阪市教委作成 産経新聞 学校に対し理不尽な要求やクレームをする保護者への対処が問題になるなか、大阪市教育委員会が教職員向けに作成している手引書の概要が16日分かった。実際にあった20例をあげて、対処法を細かく解説。「運動会の組体操でわが子を一番上にしろ」などと要求され、解決した例を紹介している。市教委は今年中にも完成させ、全教員に配布するという。手引書は昨年9月から11月までの3カ月間に発生した市内の小中学校への過度な要求をアンケートで収集した約250件の事例に、小・中学校からの相談事例を加えて作成。無理な要求などをする親への対処マニュアルの形になっている。組体操のケースは、「運動会の組体操のピラミッドで1番上に立つことを楽しみにしていたのに、はずされた」と小学生の保護者がクレーム。「1番上に立った児童より運動能力が上ではないか」とも抗議したという。これについて学校側では、「運動能力が上だからこそ、ほかの児童を支える側にたってほしい」などと保	2007/10/16	進む公立の小中連携「中1ギャップ」に効果も 産経新聞 小学校と中学校の垣根をなくす公立の「小中一貫教育」に、注目が集まっている。小学生が中学生生活を体験する連携色の濃いものから、一貫校を開校するところまで取り組みはさまざま。連携強化のほか、中学校に入学した生徒が新しい環境になじめない「中1ギャップ」の改善効果も期待される。小中学校の連携教育や一貫教育が各地に広がる背景にあるのが、いわゆる「中1ギャップ」の問題だ。文部科学省の平成19年度の学校基本調査結果によると、全国の不登校の児童、生徒は小学校で2万3824人だったが、中学校では10万2940人。中学生から不登校が圧倒的に増加する傾向にある。特に、中学校に入学してからの大きな環境の変化になじめずに不登校になるケースは少なくないと考えられ、小中学校のスムーズな橋渡しを図れていないとの指摘もあ

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	る。品川区では全小中に導入「連携教育」をさらに推し進めた9年間の小中一貫教育も始まっている。昨年度から区内の全小中学校に導入し、一貫教育のための施設も開校した。横浜市でも平成22年度までに、市内にある514の全小中学校で一貫教育を始める方針。同市では今年度、市内の28の小中学校をモデル校に指定した。28校を11のブロックに分け、それぞれがカリキュラムなどを独自に検討する。市授業改善支援課によると、すでに一部の学校では、小学生が中学校を訪れるなど具体的な交流が始まっている。		小学生3人、中学生19人、高校生31人。さらにこのうち、相手に会ったことがあるのは、小学生で1人(0.25%)、中学生で2人(0.2%)、高校生で12人(1%)いた。会ったとき危険を感じたというのが、小学生で1人、高校生で2人いたことも分かった。同部は「サンプルではあるが、数字は予想通りといえ、深刻な事態だ」と話している。
2007/10/18	出会い系サイト、小学生も0.8%が利用 産経新聞 出会い系サイトを利用したことのある栃木県内の児童・生徒は、小学生で0.8%、中学生で1.6%、高校生で2.5%いたことが、県警生活安全部のアンケート調査で分かった。この結果を基に県警や教育委員会、携帯電話会社などは19日、県警本部でサイト利用に伴う少年の被害防止を図る会議を開く。未成年者が携帯電話を利用した児童買春や誹謗中傷の被害者になるケースが増える中、同課は7月、県内31市町の教育委員会を通して小中学校各1校と12高校を対象に初めて調査を実施した。対象となったのは、小学4～6年生の2498人、中学生の2552人、高校生の1288人。携帯電話を持っていると答えたのは、小学生で394人(15.8%)、中学生1157人(45.3%)、高校生1252人(97.2%)。そのうち出会い系サイトを利用したことがあるのは、	2007/10/19	40歳以上が顕著 精神疾患の教職員休職 神戸新聞 精神疾患が理由で病気休暇(病休)や休職している県内の教職員のうち、40・50歳代が、20・30歳代の4倍にあたる計208人もいることが18日、県教委のまとめで分かった。中堅となる30代でも、4分の1が2年以上職場に復帰できていないことも判明。管理職に就くことも多い中堅・ベテラン層が深刻な“心の傷”を抱えていることが浮き彫りとなった。公立学校計1094校(神戸市分と尼崎など市立高校を除く)の教職員29755人のうち、2006年度に病休・休職した教職員は計261人。教職員の数が多いこともあるが、40・50代の病休・休職者数が目立っている。年代別に休み期間の長さで集計すると、「6カ月以上1年未満」が20代、30代とも最も多かった。20代は5人で56%を占め、30代は13人と30%だった。40代は「1年以上2年未満」が最多となり、35人(37%)。50代は「6カ月以上1年未満」が最多で44人(39%)だった。2年以上職場を離れているのは、50代が22人(19%)と最多。40代=18人(19%)、30代=11人(25%)、20代=1人(11%)だっ

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	た。30代は4人に1人が長期化している。02年度の精神疾患による休職教員（神戸市と市立高校除く）は、21人。その後、03年度＝39人▽04年度＝64人▽05年度＝78人▽06年度＝73人-と増加傾向。教職員課は「経験を積んだ教員の休職者が増え、期間が長期化していることは、ほかの教職員の負担が増えるなど、子どもの教育に重大な影響を及ぼしている」と話す。教職員の精神疾患問題について県教委は休職者らを対象に職場復帰トレーニングなどに取り組んでいる。教員OBらが、職場を離れるに至った原因などを聞き取っている。	2007/10/24	教育再生会議 論議再開 福田首相寄りへ大きく変質 毎日新聞 安倍晋三前首相の肝いりで昨年10月に設置された政府の教育再生会議（野依良治座長）が23日、福田内閣のもとで論議を再開した。学校選択に競争原理を取り入れる教育バウチャー（利用券）制の導入などを検討し、12月中に第3次報告の取りまとめを目指す。年明けの最終報告に向け、福田康夫首相が掲げる「自立と共生」を再生会議の理念に据えることも決定した。安倍氏を後ろ盾に異論を抑えて数々の改革案を打ち出した再生会議は、福田内閣で大きく変質する。ただ、第3次報告に向けて難問は多い。児童・生徒が学校を選択し、子供の数に応じて予算を配分する教育バウチャー制に対しては、「都市と地方の格差拡大を招きかねない」など委員の間でも賛否が分かれる。道徳に代わる「德育」の新設には文部科学省の中央教育審議会でも慎重意見が根強い。再生会議は第1次、2次報告に、教員免許更新制など安倍氏の意向をくんだ提言を盛り込んできた。しかし報告に法的拘束力はなく、実現は福田首相の判断に委ねられる。
2007/10/20	給食費未納教員 35 人が 2～5 カ月分 東京・府中 毎日新聞 東京都府中市の市立小中学校21校の教員35人が2～5カ月分の給食費計約47万9000円を支払っていなかったことが分かった。市教委は督促状を送付し、全員が今月中旬までに支払った。保護者の給食費未納が全国的に問題化しているだけに、市教委学務保険課の田中陽子課長は「今後臨時の校長会を開き、全教員に再発防止を指導する」と話している。同課が8月中旬、給食費の支払い台帳を確認したところ、21校の教員35人が4～7月、未納だったことが発覚、8月21日に督促状を送付した。中には異動で口座番号変更の手続きミスなども数例あったが、多くの教員は「公務で忙しく納める時間がなかった」と話しているという。同市では昨年度も、教員に対し同様の督促状を129通送付、05年度も数通送付しているという。	2007/10/24	中教審 道徳の教科化で賛否両論を併記へ 毎日新聞 中央教育審議会の初等中等教育分科会と教育課程部会の合同会議が24日、東京都内のホテルで開かれ、道徳の教科化について、学習指導要領の改定方針を示した「審議の概要」（中間まとめ）で、「現在の取り扱いを前提に充実を図る」「現在の教科とは

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	異なる特別の教科として位置づける」と賛否両論を併記することを大筋で了承した。中間まとめの審議はほぼ終了し、11月上旬に正式決定する。今後は市民からの意見募集などを行った上で、今年度中に答申される予定。		
2007/10/24	不参加の犬山市教育長「調査は愚行」 全国学力調査 朝日新聞 全国の自治体で唯一、学力調査に参加しなかった愛知県犬山市の瀬見井久教育長は「(調査は) 愚行だと思う。子どもたちのためにならない。来年も同じならば犬山は参加しない」と批判した。調査公表を受け、瀬見井教育長は「ゆとり教育から始まった国の教育行政のちぐはぐさが改めて明確になった」として、「国に振り回されないためにも犬山はこれからも独自の道を歩む」と力説した。同市教委は「独自の教育改革」を進め、06年度に現場の教師らでつくる教育評価研究委員会を設けた。学力などを評価し、評価を児童・生徒指導に生かす方法を議論、模索してきた。今回の学力調査でも課題となった応用力不足についても「自ら学ぶ力を育むにはどうしたらいいのか」をテーマに議論が続いている。学力調査について、市内に14ある小中学校の教員の意見は様々だ。「各校は結果をよくすることに努め、現場は疲労するだろう」(30代の女性小学校教諭)という声がある一方で、「やったからといって子どもたちに悪影響が出るわけでない」(40代の男性中学校教諭)という声もあった。	2007/10/24	学力テスト 知識の活用力問う問題の平均正答率は6～7割 毎日新聞 文部科学省は24日、全児童・生徒対象のテストとしては43年ぶりに実施した全国学力・学習状況調査(全国学力テスト、4月)の結果を公表した。多くの児童・生徒は基礎的な知識を身に着けて、平均正答率は7～8割だったが、知識の活用力を問う問題の平均正答率は6～7割にとどまった。公立学校の都道府県別では、大半が平均正答率の上下5%以内に収まるなど地域間格差は縮小傾向を示した。子どもたちの学習時間は過去と同種の調査よりも大幅に増加した。テストには小6と中3の約221万人が参加。国語と算数・数学で身に着けておくべき「知識」(A)と実生活に役立てる「活用」(B)の小中学校計8分類を実施し、学習意欲などを聞くアンケートも行った。知識(A)の平均正答率は▽小学校国語A 81.7%▽同算数A 82.1%▽中学校国語A 82.2%。中学校数学Aは72.8%で、「反比例」や「確率」に課題が残った。活用(B)は▽小学校国語B 63.0%▽同算数B 63.6%▽中学校国語B 72.0%▽同数学B 61.2%で、知識を生かしきれない実態が浮き彫りになった。公立学校の都道府県別では、分類ごとに41～47自治体が全国の平均正答率の上下5%以内に入り、大都市や町村など地域の規模別でも大きな差がなかった。同省は「昭和30年代と比べ、地域差はかなり縮小している」と指摘した。一方、「就学援助」を受けている児童・生徒の割合が高い学校は、割合の低い学校よりも平均正答率が低い傾向を示した。

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	国際基督教大の藤田英典教授（教育社会学）は「家庭内での学習環境などが複合的に絡み合っている結果だ。これを放っておけば、『負の連鎖』が続くことになる」と指摘した。		序列化につながりかねないとの懸念は依然として残る。文科省はテストを継続していく方針だが、今後の教育施策に具体的な成果をもたらすことができるかが問われている。◇教科への活用課題「全国のデータが集まり、個々の学校が改善に生かすことができる」。約77億円の巨費を投じ全員対象のテストを行った成果について、文科省の担当者は、19日にあった事前記者会見でこう述べた。ただ、記者からの「具体的な成果は？」との問いには、「個々の学校で改善に生かしてほしい」と話すだけで言葉を濁した。中央教育審議会は既に、主要教科と体育の授業時間数を10%増やし、各教科の中で知識の活用力を育成する方向性を打ち出している。今回のテスト結果の分析で「活用力に課題がある」と出たことについて、文科省は「中教審の議論を裏付けている」と評価。こうした状況から、テスト結果が授業時間数を増やす根拠に使われるだけで終わる可能性さえ指摘されるほどだ。一方、加藤幸次・上智大名誉教授（学校教育学）が「全員対象ならば、『序列化』になるのは目に見えている」と話すように、実施決定当時から指摘されている懸念は依然としてぬぐい切れない。全員参加のテストについて、文科省は「一人一人の学力を把握し、改善につなげるため」と説明するが、東京都足立区の小学校が区などのテストで不正をしていたことを考えると、学校現場が過度の競争に走る可能性は否定できない。抽出テストで十分との考えには説得力がある。文科省は「継続的なデータ集約をする必要がある」と来年度以降も全国学力
2007/10/25	水戸少年刑務所 受刑者氏名情報がネット流出 毎日新聞 水戸少年刑務所（ひたちなか市）の刑務官の私物パソコンがファイル交換ソフト「Winny（ウィニー）」のウイルスに感染し、同刑務所に収容されている受刑者約120人分の氏名などがインターネット上に流出した。現在、同刑務所に収容されているのは成人ばかりで、逮捕当時未成年だった受刑者の情報は確認されていない。法務省矯正局によると、流出したのは、受刑者のほか、職員約900人の氏名など。ウィニーの感染について、刑務官は「ウイルス対策もしており、感染するとは思わなかった」と話しているという。昨年2月にも、京都刑務所の刑務官の私物パソコンがウィニーのウイルスに感染し、受刑者情報を流出させたことが発覚。矯正局は内部データの施設外持ち出しを禁止する通達を出していた。		
2007/10/25	学力テスト 学力向上 見えぬ具体策 毎日新聞 43年ぶりに今春実施された全国学力・学習状況調査の結果が24日公表された。渡海紀三朗・文部科学相は「一定の成果を得た」と意義を強調するが、学力向上にどう生かしていくのか、その具体策は見えてこない。全校全員参加のテストは、学校の		

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	テストを続ける考えだ。 2007/10/25 埼玉県教委 教育委員長に「つくる会」元副会長 毎日新聞 埼玉県教育委員会は25日、教育委員長に「新しい歴史教科書をつくる会」元副会長の高橋史朗氏（56）を互選で選出した。26日に就任し、任期は1年。上田清司知事に請われる形で04年、県教育委員に就任していた。選出後、高橋氏は「教育委員長は委員会のまとめ役。私の歴史観で（埼玉県の）教育全体を動かしていこうという考えは毛頭ない」と語った。高橋氏は早稲田大学院人文学研究科修士課程修了。米・スタンフォード大フーバー研究所客員研究員などを経て90年4月、明星大教授に就任。政府の臨時教育審議会専門委員も務めた。		朝日新聞 卒業式や入学式の君が代斉唱の際、起立しなかった教職員の名簿を報告させていた神奈川県教育委員会は29日、昨春の卒業式から今春の入学式までの名簿を廃棄する方針を決めた。県個人情報保護審査会から24日付で「国歌斉唱時における不起立という行為は、県個人情報保護条例が原則取り扱いを禁止している思想信条に基づく行為と認められる」として名簿の利用を中止すべきだ、との答申を受けていた。不起立の教員をめぐり、県教委は06年2月に名前と指導内容を報告するように県立学校の校長に指示した。これを不服とした教職員が06年6月、県教委に名前を報告しないように「利用停止請求」をしたが、県教委がこれを退けたため、17人の教職員が異議を申し立て、弁護士や大学教員らでつくる県個人情報保護審査会が審議してきた。29日に記者会見した県教委高校教育課は「答申の内容を尊重し、これまで報告された名簿については近く破棄することを正式に決める予定だ」と説明した。ただ県個人情報保護条例第6条には、県個人情報保護審議会に諮り、正当な事務や事業実施に必要があると認められた場合、例外的に取り扱えるという規定がある。同課は「適正に指導するために氏名情報は必要。審議会に諮問した上で、認められれば、今後もし不起立者の氏名報告を続けていきたい」としている。県立学校の不起立者は延べ193人。
2007/10/26	沖縄戦集団自決 教科書の訂正申請 文科相「年内結論」 毎日新聞 沖縄戦の集団自決をめぐる教科書検定問題で、渡海紀三朗文部科学相は26日、教科書会社から訂正申請が出てきた場合、年内に結論を出す方針を明らかにした。渡海文科相は閣議後会見で「遅れると、教科書の印刷に間に合わない。年内がぎりぎりだと判断している」と述べた。また、教科用図書検定調査審議会での訂正申請の審議について「新たなメンバー（委員）は入れなくても、いろいろな方の意見は聞く」と沖縄戦の専門家から意見を聞く考えを改めて示した。		
2007/10/29	君が代不起立の教員名簿破棄へ 神奈川県教委	2007/10/29	神戸・高3自殺、恐喝容疑で同級生逮捕…4人目 読売新聞

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	神戸市須磨区の私立高校で7月に飛び降り自殺した同高3年の男子生徒(当時18歳)が同級生らから金を要求されていた事件で、兵庫県警少年捜査課などは29日、生徒に偽ブランド品のプレスレットを売りつけ、代金を脅し取ったとして、同学年の少年(18)を恐喝容疑で逮捕した。少年は金を受け取ったことなどは認めたが、「脅したつもりはない」と否認している。一連の事件で逮捕者は4人目。調べでは、少年は今年5月から6月にかけて、生徒に「友達がおまえを見ついたら、しばきまわす」と言っている。プレスレットを4万円で買えば止めてやる」などと携帯でメールを送り、偽ブランド品のプレスレット代として生徒から5000円を脅し取った疑い。		
2007/10/31	ゆとり教育見直し、小5から「英語活動」創設…中教審読売新聞 次の学習指導要領を審議してきた中央教育審議会(文部科学相の諮問機関)は30日、中間報告をまとめた。「ゆとり教育」による学力低下を反省し、小中学校では、主要教科の授業時間を1割以上増やす一方、現行の指導要領から導入された総合学習の時間を削減する。国際化に対応するため、小学5年から「外国語(英語)活動」の時間を創設。「道徳」を教科に格上げすることは見送る。小中学校の授業時間が増加するのは30年ぶりで、「ゆとり教育」からの方針転換が明確に打ち出された。中教審は来年1月にも答申をまとめ、文部科学省が今年度内に学習指導要領を改定。新指導要領は早ければ2011年度から実施される。	2007/10/31	授業時間、私学となお差… 中教審部会報告 産経新聞 中教審部会の「審議のまとめ」では「ゆとり教育」の批判を受け、30年ぶりに授業時間が増え、主に小中学校主要教科の授業時間に充てられた。特に中学校での英語は全学年で週4時間となり、国語や数学よりも総時間数は増加した。現行の指導要領で「詰め込み」から「ゆとり」に動いた針を逆戻しした。「英語の増加は私立を意識した」と文部科学省の幹部は漏らす。だが、私立中は週6時間、7時間を「ウリ」にしている。国語、数学しかりだ。この程度で対抗できるのか、といった声も上がってくる。さらに微妙な影を落としているのが、先日公表された全国一斉の学力テストの結果だ。「基礎はまずまず、応用は苦手」。学力低下は顕著には表れず、現行の学習指導要領で重視されたはずの応用・思考力が弱点だった。100ます計算の実践などで知られる陰山英男立命館小学校副校長は「今度の指導要領は混乱収拾策。学力低下批判に対応するため基礎基本を強調したが、これでは応用や活用力は育てにくい」とみる。子供たちや社会の変化もふまえ、「21世紀型指導要領」の作成が課題だろう。
		2007/10/31	児童虐待相談、4万件台に / 厚労省 時事通信 2006年度中に市区町村が受け付けた児童虐待に関する相談件数が4万5901件に上り、05年度よりも7718件増えたことが31日、厚生労働省の調査で分かった。

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	相談を受け付けた後、助言指導や児童相談所への送致などをしたのは4万7933件（05年度に受け付けた相談も含む）で、7711件増えた児童福祉法の改正で05年度から児童相談所だけでなく、市区町村も虐待通告を受け付けることになったことを踏まえ、07年4月1日現在の状況を調べた。		「教育バウチャー制」の導入に大筋で合意した。ただ、実施するかどうかは各自治体の判断に任せ、全国一律の導入を提言することは見送る。年末の第3次報告に盛り込む方針。教育バウチャー制は、児童・生徒が学区外の学校でも自由に選択し、集まった生徒数に応じて各校に予算を配分する仕組み。生徒獲得に向けた学校間の競争を促すことで教育サービスの質を向上させる狙いがあり、安倍晋三前首相が導入に積極姿勢を示していた。半面、人口が少ない地方では学校の選択肢が限られ、制度が十分に機能しないとの批判も根強く、再生会議の委員の間でも賛否が分かれていた。このため、この日の会合では、一律実施を見送ることで地方に配慮する姿勢を示した。合同分科会は今後、（1）義務教育に限るか高等教育も含めるか（2）私立学校も対象とするかなどをさらに検討する。
2007/11/01	改正少年法 1日施行 / 警察庁 毎日新聞 刑事責任を問えない14歳未満の触法少年の事件について、警察に強制調査権を付与する改正少年法が1日に施行されたことにあわせ、警察庁は触法少年の調査にあたって警察官が配慮すべき点を示したマニュアルを作成し、全国警察に示した。マニュアルは14歳未満の少年について、早期に非行から立ち直る可能性を持ちつつも精神的に未成熟で、人の話に迎合する傾向があるなどの特性があると指摘。調査にあたっては他人の耳目に触れないようにするなど少年の心情に配慮しなければならないとした。マニュアル作成にあたっては児童心理学者の意見も取り入れ、触法少年の呼び出しや面接、質問の仕方などについて心がけるべき項目をそれぞれチェック事項として具体的に示した。また、発達障害、知的障害などを抱える少年の調査について面接時に配慮すべき点を明記した	2007/11/01	中3男子、ネットいじめでうつ病 伏見・同級生らがHPで中傷 京都新聞 京都市伏見区の市立中学3年の男子生徒がインターネットや携帯電話によるいじめで、学校を休んでいることが31日、分かった。男子生徒は10月上旬に転校したばかりでいじめに悩み、うつ病と診断された。男子生徒が「友達をつくりたい」と開設した携帯電話のホームページ（HP）に、同級生ら3人の女子生徒が男子生徒のひぼう中傷を書き込んでいたことを学校と市教委が確認し、ネットによるいじめと認めている。日記などを盛り込んだHPの作成は中高生らの間で広がっている。男子生徒は転校
2007/11/01	教育再生会議「教育バウチャー制」導入に大筋で合意 毎日新聞 政府の教育再生会議（野依良治座長）は1日夜、首相官邸で合同分科会を開き、学校ごとに予算配分に差をつけて競争を促す		

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	にあたってHPを開設し、同級生らに紹介していた。「転校したばかりで友達がつくりたかった」といい、現在も精神的なショックで学校を休んでいる。		問題についても書き改めなければバランスを欠く」としてA、Bともに数カ所ずつ訂正する意向も明らかにした。
2007/11/02	給食費未納で保護者の給料差し押さえ 産経新聞 宮城県登米市は1日、小学校の給食費を長期間滞納している市内の1世帯に対し、保護者の給料の一部を差し押さえ、取り立てることを決めた。同市教育委員会によると、給食費未納による差し押さえは東北地方で初めてという。市教委によると、この世帯の未納期間は平成17年11月から今年7月までの21カ月間で、未納額は計約15万円。早ければ今月から、保護者の月給の4分の1の額を差し押さえ、順次未納分に充当してゆくという。	2007/11/07	中教審 中学の選択教科、存続含め検討 部会が中間まとめ 毎日新聞 文部科学相の諮問機関・中央教育審議会教育課程部会は7日、学習指導要領改定の方針を示した「審議のまとめ」(中間まとめ)を正式決定した。当初は中学校の選択教科を「総合的な学習の時間」に一本化し事実上廃止する方針だったが、前回の部会で反対意見も出たことから、存続を含めて検討することになった。中間まとめは、小中学校で主要教科と体育の授業時間を現行より約1割増加することが柱になっており、現行指導要領の「ゆとり教育」を実質的に見直す内容になっている。また、政府の教育再生会議が求めている道徳の教科化については賛否両論を盛り込み、結論を先送りした。8日から1カ月間、市民からの意見募集を行うほか、今月末に関係団体からのヒアリングを行い、年明けまでに渡海紀三朗文科相に答申する予定。
2007/11/05	沖縄戦教科書 三省堂も「軍強制」明記 週内に訂正申請へ 毎日新聞 沖縄戦の集団自決をめぐる高校日本史の教科書検定問題で、検定意見が付いて記述を修正・削除した教科書会社5社のうち「三省堂」(日本史AB)の執筆担当者が5日、「日本軍によって集団自決を強いられた」との趣旨に記述を改め、文部科学省に訂正申請することを明らかにした。週内に申請する方針。これで5社はいずれも日本軍の強制を明記して訂正することで足並みがそろそろ見通しになった。東京都内で山川出版社を除く4社の執筆者が出席した会合の後、記者団に語った。三省堂の執筆者は「沖縄戦のほか、近現代分野の沖縄に関する記述、差別や偏見の	2007/11/07	教科書訂正申請「文科省は受け入れを」 執筆者が声明 朝日新聞 沖縄戦での「集団自決」をめぐる高校の教科書検定問題で、検定意見が付いた教科書の執筆者らでつくる「社会科教科書執筆者懇談会」が7日、「学問的・教育的良心にもとづいた訂正申請を文部科学省は受け入れるべきだ」とする声明を出した。検定に関する文科省の審議会は、専門

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	家からも意見を聞き年内に可否を判断する方針だ。検定意見が付いたのは5社で、このうち4社が訂正申請を提出。各社は訂正申請の内容を明らかにしていないが、関係者によると、いずれも「日本軍の強制」を復活させる趣旨で、07年の動きとして検定が社会問題になったことを記したものもあるという。今後は、教科用図書検定調査審議会での検討に移る。審議会の日本史小委員会は5日開いた会合で、訂正申請の内容を判断するため、沖縄戦の専門家から意見を聞くことを決めた。日本史小委メンバーの波多野澄雄・筑波大副学長（国際関係史）は審議前に朝日新聞の取材に応じ、「最近の学説は集団自決が広範囲で起き、日本軍の強制がすべての原因とは言えないという証言を考慮している」との理由で検定意見に異論を唱えなかったと説明。だが、検定を経た後、「今度は日本軍と集団自決のかかわりがあまりになくなっていて、学校で使われる前に訂正されるのは適切だ」と話している。		いる。中教審が現在、今年度内の改定に向けて審議を進めており、今月7日には、「ゆとり教育」からの転換を盛り込んだ中間報告「審議のまとめ」を正式決定した。文科省は、小学校で11年度、中学は12年度、高校は13年度から新指導要領を全面实施する方針だが、保護者などから「4年近く放っておかれるのか」といった声が寄せられていた。前倒しして教える内容は今後詰める。渡海文科相は「新しい方針が決まったのだから、出来るものから早く実施した方がいい」と述べた。
2007/11/09	「ゆとり教育」見直し、一部内容09年度から…文科相方針 読売新聞 渡海文部科学相は9日の閣議後の記者会見で、早ければ2011年度としてきた新学習指導要領の実施時期を前倒しし、2009年度から一部の内容を実施する方針を明らかにした。中央教育審議会は、新指導要領について、既に授業時間増や学習内容拡充などの方針を決めており、学校現場での「脱ゆとり」が予定より早まることになった。学習指導要領はほぼ10年に1度改定されて		

子どもの人権連でバッジをつくりました!



子どもの権利条約は1994年に日本で批准発効しましたが、国内法の整備も充分でなく、子どもたちをめぐる状況には多くの解決しなければならない課題があります。学校や地域で子どもの権利条約を具現化し、ともに生き、ともに学ぶ社会をつくる必要があります。

そこで、子どもの人権連では、上のようなバッジを作成しました。デザインには、子ども虐待防止キャンペーンのオレンジリボンを入れ込んであります。

このバッジを見て子どもの権利条約そのものに関心を持ってもらい、子どもたち一人ひとりが大切にされる社会に少しでも近づくことができるように、子どもの人権連は、これからもとりくみつづけます。

バッジをご希望の方は、下記までご連絡ください。

子どもの人権連事務局

電話 03-3265-2197

FAX 同上

メールアドレス kodomo@jtu-net.or.jp

●いんふおめーしょん/子どもの人権連 No.111 /2007年11月号 2007年12月1日発行

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

◆発行＆編集人 ◆事務局

子どもの人権連事務局

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館 6F

TEL・FAX 03 (3265) 2197 e-mail:kodomo@jtu-net.or.jp

URL:<http://www.jinken-kodomo.net/>

郵便振替／00180-8-18438 (子どもの人権連)

年会費＝個人(1口) 5,000 円、団体(1口) 10,000 円